

VII 秋田城跡第五四次調査出土漆紙文書について

弘前大学人文学部 鐘江宏之
名古屋大学文学部 古尾谷知浩

II紙は、文字の確認できた断片が大きく二つに分かれる。以下では、①②として釈文を掲載するが、①断片と②断片は直接には接合せず、相互の位置関係は不確定である。

二七号文書

一、形状

本文書は、直径二五センチメートル程度と推定される漆容器のふた紙が、部分的に残つたものである。現状では厚く漆の付着した面からは墨痕を確認することができず、オモテ面即ち漆の付着していない面から墨痕を確認することができる。

遺存した断片のうち、右側の部分に紙の継ぎ目を確認することができた。このことから本二七号文書は、二枚の紙片が貼りあわせられた状態で、漆容器のふた紙として使用されたことがわかる。継ぎ目部分での紙の重なつている幅は、この部分が大きく褶曲して漆の付着も厚いために、現状では確認できなかつた。以下では、オモテ面において継ぎ目より右側の紙をI紙、左側をII紙と呼ぶことにする。本文書は、ふた紙として使用された後の廃棄時に、右上が筒状に巻き込まれたようである。このためにI紙は深くしわの寄つた状態で固化してしまつてゐる。赤外線カメラを用いた観察の結果、このしわの内側部分に、割書を含む一行分の記載を左文字で確認することができた。左文字であることから、I紙には漆付着面の側に文字が記載されていたことがわかつた。一方、I紙のオモテ面には、残つてゐる範囲では墨痕を確認することができなかつた。

二、釈文

・I紙（漆付着面）

□丁

生部都□麻呂

□□正丁
口上黒子

・II紙①（オモテ面）

船乗人 合三人

□ □世□

□□乗船□□□

□丁

・II紙②（オモテ面）

□向□

□

I紙の文字は非常に小さい。計測は難しいが、一センチメートル四方程度で、丁寧な楷書である。

II紙①における行間は一行目と二行目の間が五・三センチメートル、二行目と三行目の間が四・八センチメートル、三行目と四行目の間が三・七センチメートルであった。文字の大きさは比較的大きく、二センチメートル四方程度である。

三、内容

I紙は、漆付着面に帳簿状の記載が見られる。正丁という年齢区分や黒子などの身体的特徴が記されている点からすると、計帳の歴名もしくはこれに類似した帳簿と考えられる。

II紙の内容は、船に乗る人が合計で三人であることを示している以外には、残っている部分の情報が断片的なため、ほとんどわからない。文字の大きさや配置のしかたからみると、帳簿のような書式とはやや異なるようであり、何らかの命令もしくは報告を記した狭義の文書である可能性が高いと考えられる。

I紙は残っている部分が少なかつたこともあり、才モテ面の墨痕については不明であった。しかし、II紙との貼り継がれ方からみて、以下のような理由で才モテ面にも文字が記されていた可能性を考えることができる。漆紙文書に見られる紙の貼り継ぎについては、平川南氏が、本来の文書作成時の紙継ぎ、官衙における文書整理・保存のための連貼の紙継ぎ、漆容器のふた紙のための紙継ぎの三通りに分けて整理している（平川南『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年）。本文書の場合は紙の継ぎ目の幅が不明ではあるが、二番目の文書整理・

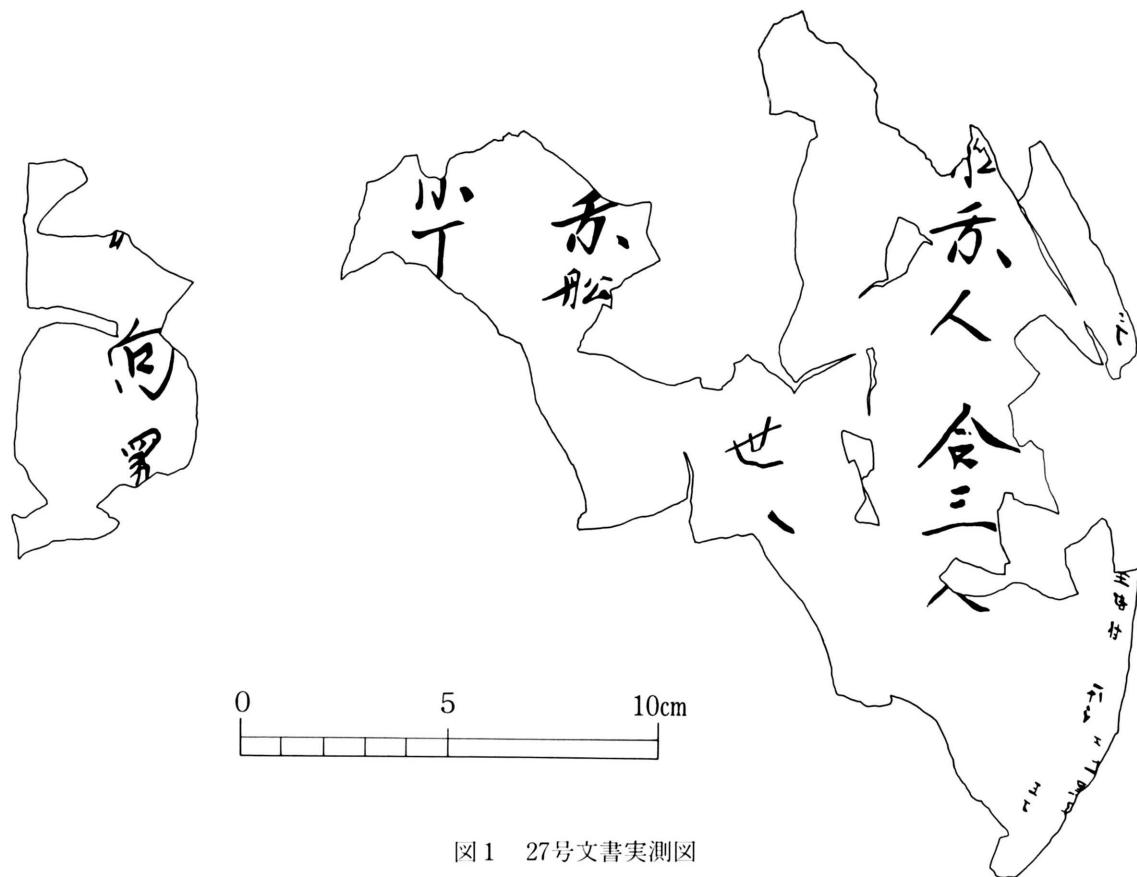


図1 27号文書実測図



図2 27号文書写真（赤外線カメラ）

保存の場合が該当する可能性が高いと考えられる。I紙の文書とII紙の文書は文字の残っている面は異なっているが、ともに行の方向は揃っている。I紙の文書は漆付着面の帳簿様文書が記された後に、その紙背を使って文書が記され（その文言は現状では見られないが）、これを保管のため整理した際にII紙のオモテ面の文書と貼り継いだことが想定される。従つて、I紙は紙背を利用した文書の整理にともなつてII紙と貼り継がることになり、現状に至つた可能性が考えられるのである。

二八号文書

一、形状

本文書は出土した時点では、四回折り畳まれて一六枚重ねになつた断片と、これに直接接合する四断片、他に墨痕のある数片からなつていた。まずこの状態を写真により記録し、また紙で模型を作つて各断片の本来の位置関係を把握した後、これを切り開く作業を行つた。この結果、現在は漆付着面どうしを内側にした二つ折りの状態にまで開いた上で、直接つながる四断片を含めて接合した形になつてゐる。さらにこれらとは直接にはつながらないが、位置関係の推定できる一断片も推定位置に置いた上で展開写真に提示した。この接合作業の結果、直径約一一・六センチメートルの円形を呈する断簡として復元できる。

また、切開過程を逆にたどることにより、本文書を漆のふた紙として利用した後の廃棄過程を以下のように推定できる。

- ① 紙の片面に付着した漆を丁寧に削ぎ落とし、その面を内側にし

て文字の行方向と平行に中央部で二つに折る（二枚重ね）。

・A面（オモテ面）

② 次に文字の行方向と直角に二つに折る（四枚重ね）。

③ 再度文字の行方向と平行に二つに折る（八枚重ね）。

④ 最後に文字の行方向と直角に二つに折る（一六枚重ね）。

⑤ ④の状態で廃棄する。なお、廃棄後に部分的にばらばらの断片

となり、さらにその一部は失われた。

廃棄後の風化は少なく、外側に露出した面においても肉眼で文字を明瞭に確認できるほどであった。さらに、漆の削ぎ落とし方、及び紙の折り畳み方が非常に丁寧であったため、内側に畳み込まれた部分の風化はほとんどなく、保存状態はきわめて良好であった。

漆紙文書においてこのような几帳面な廃棄方法はまれな例に属する。

海直口
□束

度津
呂肆拾捌束

出羽郡

合口壹口
□^伍_カ拾伍人

二、积文

文字は表裏にわたってみられるが、漆の付着したB面は二つ折りの内側であるため、現状ではA面側から左文字で確認するしか方法がない。



図3 28号文書実測図(展開後) A面



図4 28号文書実測図(展開後) B面

・B面（漆付着面）

□六千□

□長官御料三千

四百□^{〔束々〕}

□□□五百八□

□□

A面には、各行を区切る形で縦界線五本が確認できる。界幅は一・

八・一・九センチメートルである。また、五行目「出羽郡」六行目「合
口」の書き出しの高さと、二・三行目「海直」四行目「度津」等の
書き出しの高さに横界線が確認でき、その幅は〇・八センチメートル
である。二行目～四行目は文字の大きさが約一・〇センチメートル四
方であるのに対し、五行目・六行目は約一・二・一・三センチメートル四
方四方とやや大きく、その結果、行間は二行と三行の間及び三行と四
行の間は一・九センチメートルであるのに対し、四行と五行の間は一・
六センチメートル、五行と六行の間は二・〇センチメートルである。
B面には界線は見えない。行間は、一行目と二行目の間が二・七セ
ンチメートル、次いで順に二・四、三・〇、二・八センチメートルと
ばらつきがある。文字の大きさも〇・七・一・五センチメートルと不

揃いである。

いずれの面も現状では印影、朱筆などは確認できない。

A面とB面を比較してみると、A面には界線があるがB面にはない、
A面は大数字を用いているがB面は通常の数字である、A面は細い整
た楷書で書かれているがB面は肉太の字で行も不揃いに書かれている、
などの相違を読みとることができる。現存する正倉院文書などの一次
利用、二次利用の状況を見るならば、一般に整った書体のものが正式
な文書、或いはその控えとして書かれ、これが不要になつた後で紙背
が利用されていると考えることができる。このことと照らし合わせて
紙の面の使用順を考えてみると、本文書はまず一次利用としてA面が
書かれ、これを廃棄した後に紙背にB面の文字が書かれたと推定でき
る。

三、内容

A面

記載内容は一・四行目が（人名）+（稻束量）、五行目が（郡名即ち
出羽郡）、六行目が（人数の合計即ち一五五人）となつていて。この記
載様式から考えて、郡ごとに歴名と稻束量を書き上げ、その冒頭に郡
名と人数の合計を記したものであろう。つまり、一・四行目は出羽郡
より一つ前に記された郡（仮に『延喜式』民部式の記載順と同じよう
に郡が排列されていたとする田川郡）の歴名の末尾である。郡を越
えた記載であることから見て、出羽一国単位で作成された帳簿である。
整った書式の一次文書であることからみて、国府保管用の帳簿で
あると考えられる。七行目以降は欠失しているので不明であるが、郡

全体の稻束量の合計が記されていた可能性もあり、また郡の下位区分として郷ごとに細分されていた可能性もある。

このような（人名）+（稻束量）を列記した帳簿は、今までに出土した漆紙文書の例では出舉関係の帳簿と考えられてきたものであり、本二八号文書もその類型に入れることができる。

なお、本二八号文書と同じ土坑から出土した漆紙文書のうち、よく似たものとして第一三号文書を挙げができる（『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ秋田城出土文字資料集Ⅱ』一九九二年、一八八頁）。これは本二八号文書と一括して出土したものであるから、近接した年代の文書と考えてよい。縦・横に界線が見られ、横界は二本見える。第一三号文書も記載の基本は（人名）+（稻束量）で、一段書きとする。人名は戸主・戸口の記載を有し、稻束量は大字で書かれている。数量は六十束の記載が見られる。

本二八号文書をこれと比較すると、（人名）+（稻束量）の記載が基本となっていることにおいて共通し、同じように出舉に關わる帳簿であることが想定される。しかし、第一三号文書は界線の幅が約二・五センチメートルであり、筆跡も異なるとみられること、また紙背文書も界線の有無から見て異なることなどを考えると、本二八号文書と同一帳簿の断簡ではないとみられる。しかしながら、界線の構造、記載型式、稻束量などの点できわめて近似しており、同じ類型の帳簿である可能性がある。

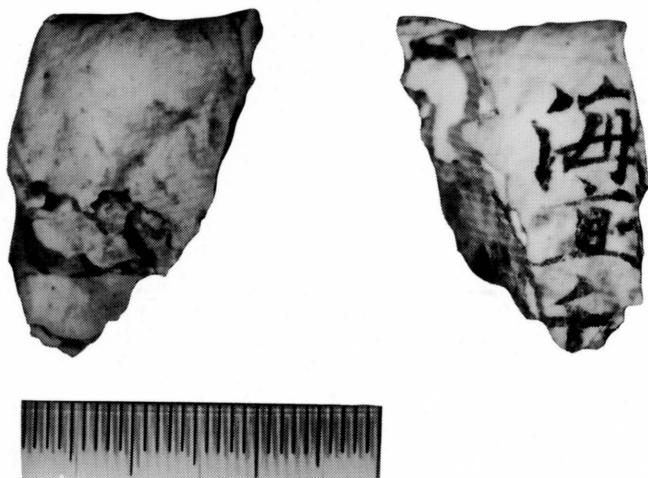


図5 28号文書写真（展開前）（赤外線カメラ）

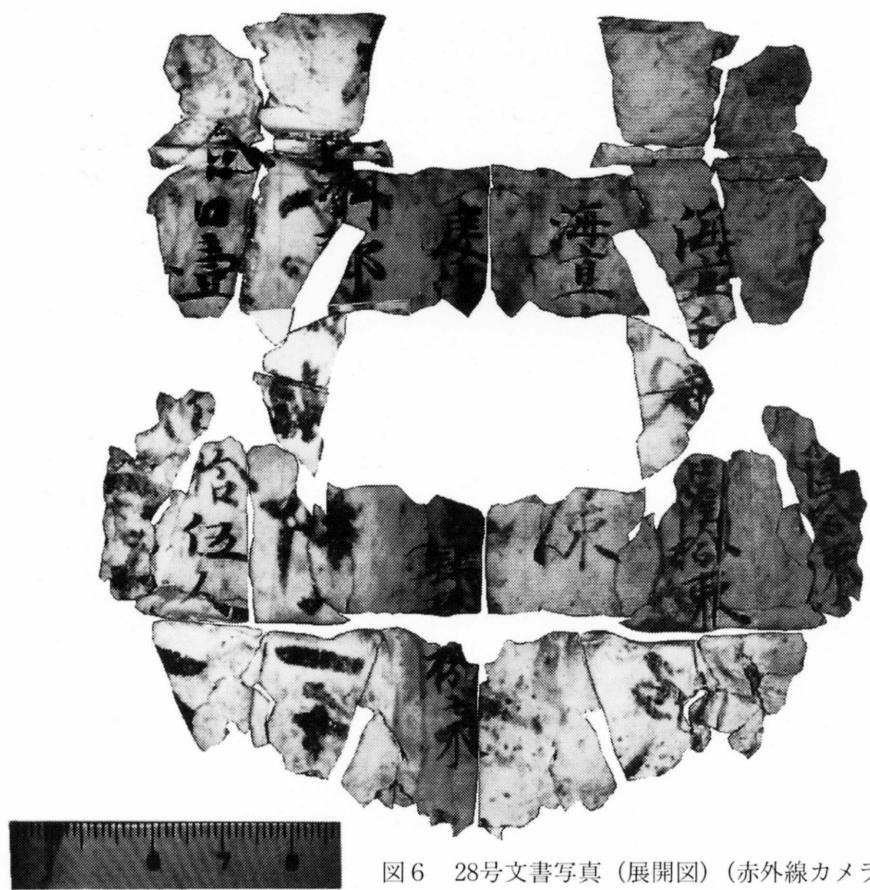


図6 28号文書写真（展開図）（赤外線カメラ）

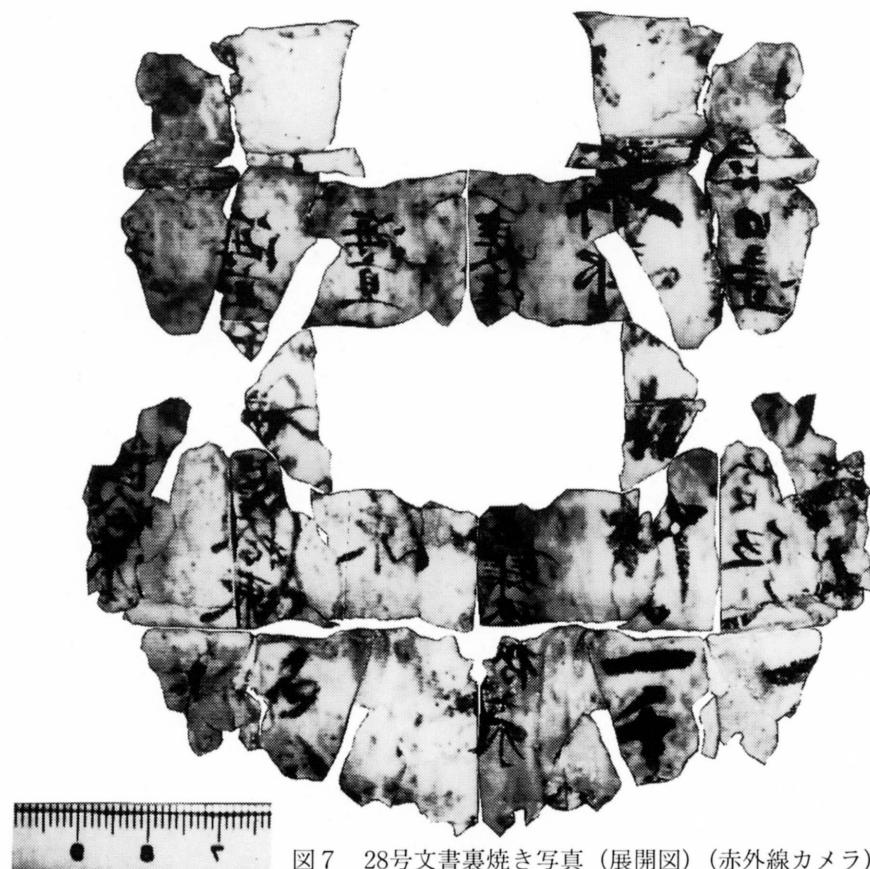


図7 28号文書裏焼き写真（展開図）（赤外線カメラ）

国府で保管されていたと思われるA面の帳簿が廃棄された後、紙背に記されたものである。欠損が多く記載事項には不明な点が多いが、(某料) + (数量) + (単位) が列記された帳簿であると考えられる。単位の記載は三行目に残画があり、不鮮明ながら「束」である可能性がある。これが正しければ、稻束関係の帳簿であろう。

稻の用途については、二行目に「□長官御料」とある。一次利用面が国府で保管され、廃棄された帳簿であるとすると、払い下げ後に紙背に記されたこの帳簿の記載は国に関わる可能性が高く、長官は即ち国守を示すものであろう。稻の量は「六千」「三千」「四百」「五百」と多量であることが注意される。

以上の諸点からこの文書の内容を考えると、可能性の一つとして公廨稻に関わる帳簿を想定できる。

墨痕は表裏両面に認められる。

・ A面 (漆付着面)

正女

□^{貳カ}
拾伍

女

肆拾貳

正女

貳拾壹

□女

拾口

正女

参拾伍

正女

小女

□

口一黄男
小女
口二黄女



一、形状

本文書は長径一七・〇センチメートル、短径一六・五センチメートルのほぼ円形を呈した断片である。出土した時点では別に直径一三・一センチメートルの円形の断片が三分の一ほど折り返された状態で重ねられていた(この断片には墨痕は認められない)。大きさや縁辺部の形状から考えて、漆容器の曲物のふた紙として用いられたものである。

二九号文書

・B面（才モテ面）

□□（天地逆）

A面には一二行分の記載がある（九行目と一〇行目は空白または欠損）。部分的に縦界線が確認でき、界幅は一・四一・五センチメートルである。また、「正女」などの記載の書き出しの高さに横界線が確認できる。行間は約一・五センチメートル、字の大きさは本文一・一センチメートル四方、細字で〇・八センチメートル四方である。印影、朱書などは確認できない。

B面には一行二文字の記載があるのみである。A面とは天地逆に書かれる。字の大きさは一・九センチメートル四方。

恐らく年齢と思われる数字（大数字）と年齢区分が列記されており、上半の欠損部に統柄、人名などを備えた歴名様の帳簿であろう。一行目には年齢区分ごとの人数を合計した統計部分がある。戸籍または計帳に類似した帳簿であろうが、残存部分については身体的特徴などの記載がなく、戸籍に近いと推定できる。

統計部分の書式について正倉院に残る戸籍と比較すると、本文書は細字双行で年齢区分ごとの人数を記載しているが、これは西海道戸籍や下総国戸籍とは異なり、御野国戸籍と同じである。但し、細部まで比較すると相違点もある。御野国戸籍は各戸の冒頭に戸主名と戸口数

合計を記した下に、細字双行で内訳を書く（なお、前の戸の歴名の末尾との間には二行の空白がある）。記載順は男、女、奴、婢の順で、男女の内訳の末尾にそれぞれの合計を記す。記載は右行、左行、次段の右行、左行というように交互に書き進める。これに対しても本文書は

男女の順に記載することは一致するが（或いは課口、不課口の順かも知れない）、末尾には合計の記載がない。また、双行部の右行を先に書き進めた後で左行に移るものと推定される。

なお、年齢区分における「妻妾」は他にはあまり例をみない。また、大宝令制下の籍帳が三歳以下の年齢区分に「緑」の表記を用いていることと比較すると、本文書は養老令規定に基づく「黄」を用いているので、養老令制下（七五七年以降）のものであろう。

楷書で書かれ、大数字を用い、界線を備えているところからみて、正式な控えとして国府に保管されていた帳簿であろう。

三、内容

A面

A面が正式の国府保管文書であったとするならば、これよりも後で書かれたものであろう。但し、A面作成直後に内容上これに関連する

文言を書き記した可能性も、A面の文書を廃棄した後で無関係の記載がなされた可能性も存するが、訛読できない以上確認できない。

B面

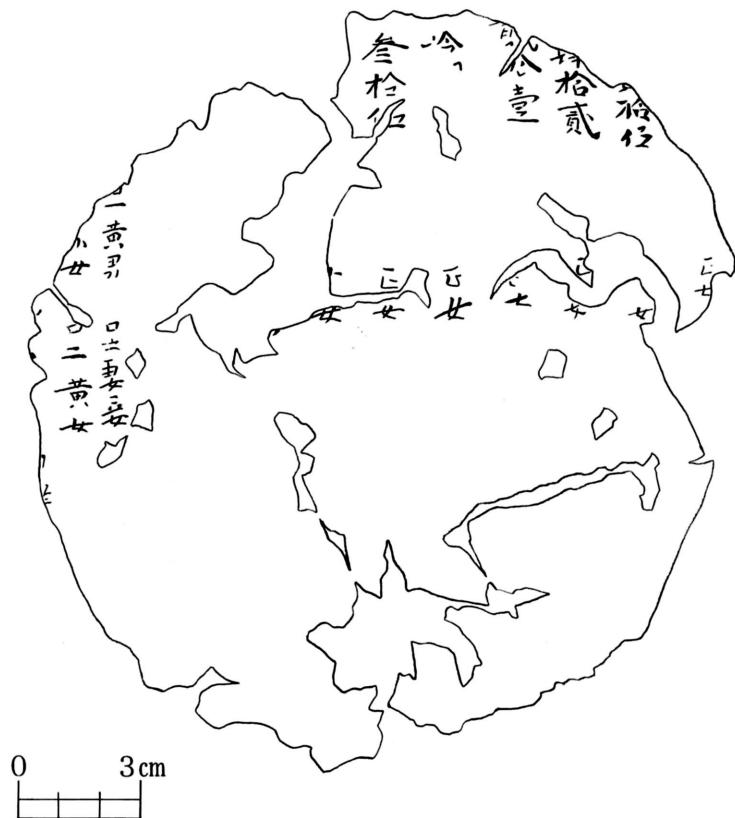


図8 29号文書実測図(A面)

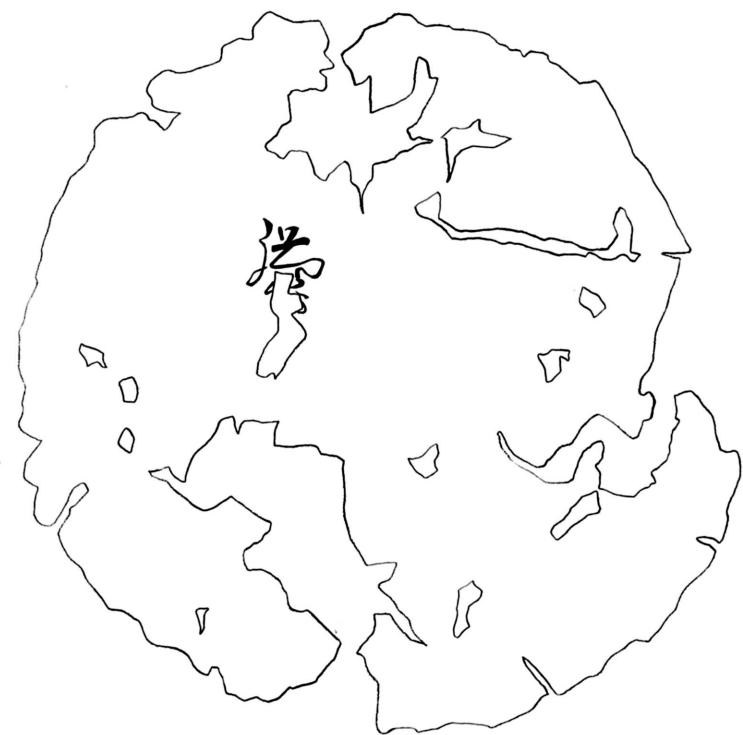


図9 29号文書実測図(B面-A面とは天地逆)

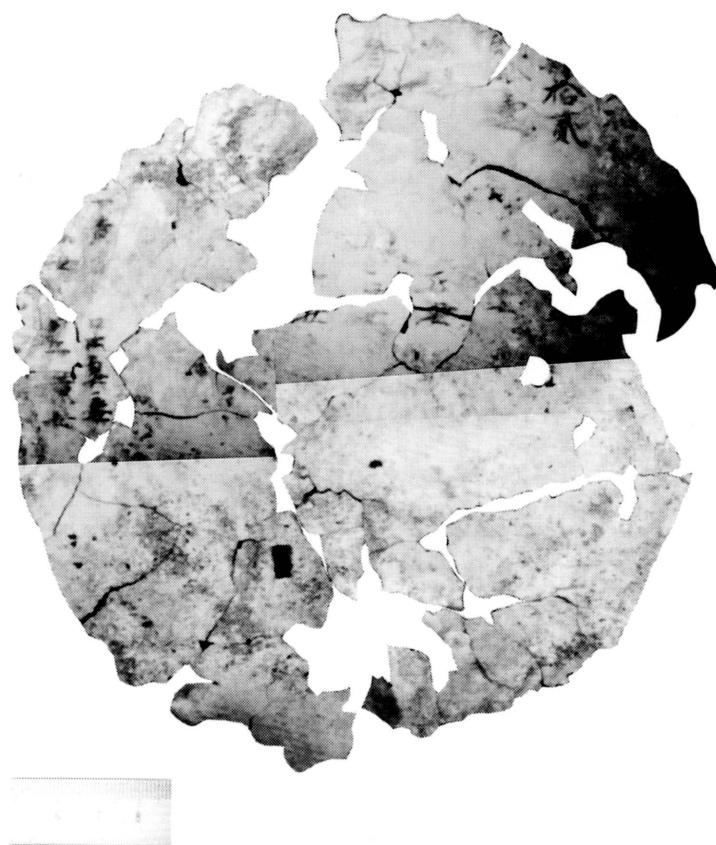


図10 29号文書写真A面 (赤外線カメラ)

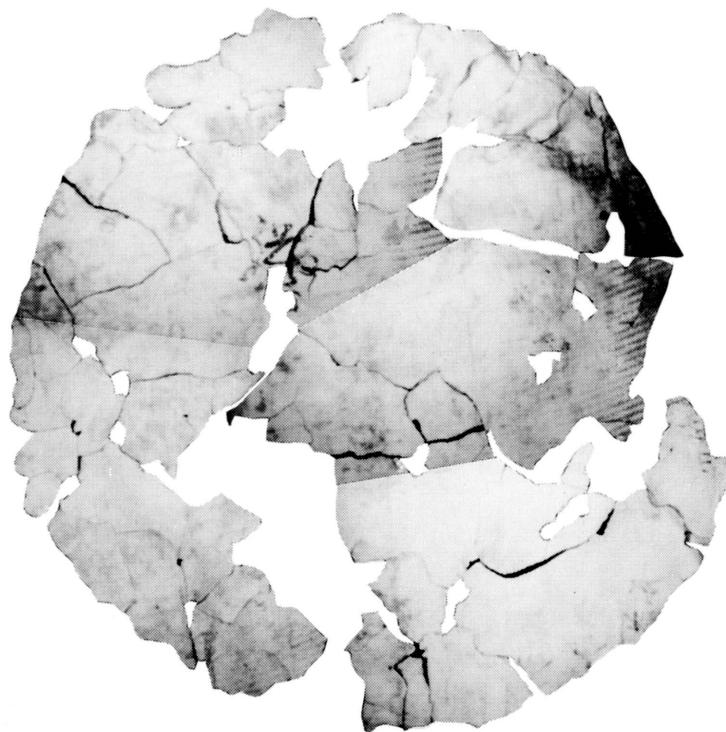


図11 29号文書写真B面 (赤外線カメラ)

〔付記〕

今回の調査および報告にあたり、国立歴史民俗博物館の平川南氏、山形県立米沢女子短期大学の三上喜孝氏のご協力を仰いだ。末筆ながら記して謝意とさせていただきたい。

秋田城跡出土漆紙文書一覧表

調査 次数	調査 年度	出 土 遺 構	文書 番号	掲 載 報 告 書
24	1978	S I 369堅穴住居跡	1	『秋田城出土文字資料集』1984
36	1982	S F 677築地崩壊土	2	『秋田城出土文字資料集』1984
			3	『秋田城出土文字資料集』1984
38	1983	S A699柱列柱堀り方攬乱	4	『秋田城出土文字資料集』1984
39	1984	S G 463沼沢跡黄褐色砂	5	『昭和59年度秋田城発掘調査概報』1985
		S G 463沼沢跡泥炭層	6	『昭和59年度秋田城発掘調査概報』1985
40	1984	表土、耕作土	7	『昭和59年度秋田城発掘調査概報』1985
54	1989	S K 1031土取穴	8	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			9	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			10	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			11	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			12	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			13	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			14	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			15	『秋田城出土文字資料集Ⅱ』1992
			27	『平成12年度秋田城発掘調査概報』2001
			28	『平成12年度秋田城発掘調査概報』2001
			29	『平成12年度秋田城発掘調査概報』2001
72	1998	S K 1555土坑	16	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			17	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			18	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			19	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			20	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			21	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			22	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
			23	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
		S K 1556土坑	24	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
		S I 1541堅穴住居跡	25	『秋田城出土文字資料集Ⅲ』2000
75	1999	S K 1611土坑	26	『平成11年度秋田城発掘調査概報』2000

本報告は、秋田城跡第五四次調査において出土した漆紙文書のうち、未報告であった三点についての報告である。すでに第七二次調査と第七五次調査出土の漆紙文書で一六〇二六号として報告されたものがあり、今回報告するものは二七号・二八号・二九号となる。既報告のものについての調査次数と掲載報告書の関係は、次の通りである。